地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集要項

令 和 5 年 12月 27日 内閣府地方創生推進事務局

1. 提案募集の趣旨

少子高齢化、人手不足、過疎化など、厳しさを増す経済社会環境の中で、デジタル技術を活用し、交通・観光、子ども・教育、医療・福祉・障害者等、地域・社会の抱える課題を解決していくことが急務となっています。

このような中、令和4年4月には、健康・医療分野を中心に地域課題の解決に取り組む国家戦略特区として、石川県加賀市・長野県茅野市・岡山県吉備中央町の3市町を「デジタル田園健康特区」として指定し、3市町の連携のもと、規制・制度改革(以下、規制改革)とデジタルの活用により取組を進めています。

令和5年12月26日に行われた国家戦略特別区域諮問会議においては、「デジタル田園健康特区」の取組で得られた成果の横展開を進めるとともに、健康・医療以外の地域の暮らしを支える分野においても規制改革を更に進め、地域課題の解決に資するサービスを実装することで、デジタル技術を活用した自治体間連携により地域が抱える深刻な課題に対応する方向性が示されました。

この度、これを踏まえ、地域・社会課題の解決を加速させる新たな特区の取組を発掘・支援するため、全国の地方公共団体から新たな規制改革の提案を募集します。

ご提案いただいた規制改革については、提案内容を精査の上、その実現に向けて規制所管省庁と協議を行います。また、提案内容、規制所管省庁との協議状況等を踏まえ、必要と認める場合には、新たな国家戦略特区(「地域課題解決連携特区(通称:連携"絆"特区)」)の指定を行う予定です。

2. 提案の主体

地方公共団体

- ※1 規制改革の実現とそれによる新たなサービスを実装し、地域・社会課題の解決を実現していくためには、関係者の強いコミットメントのもと取組を推進することが重要であり、提案に当たっては、アーキテクト(構想全体を企画する人材)を中核に、地方公共団体・民間事業者(サービスを提供する具体的な事業者等)・大学等の幅広い地域の関係者が連携した推進体制を構築することが望まれます。
- ※2 複数の地方公共団体が共同して応募することも可能です。

3. 募集期間

【 一次締切 】 令和6年1月31日(水)17時まで

【 二次締切 】 令和6年2月29日(木)17時まで

※1 ご応募いただいた規制改革提案については、7. に記載のとおり、内容を精査の上、 規制所管省庁への検討要請を行うとともに、必要に応じて、国家戦略特区ワーキンググ ループにおいて提案地方公共団体等からヒアリングを行います。

なお、規制所管省庁との協議等を行うに当たり、内閣府地方創生推進事務局から提案 地方公共団体に対し提案内容の確認等を行うことがあります。

- ※2 一次締切までに提出された規制改革提案については、二次締切を待たず、順次、規制 所管省庁への検討要請や国家戦略特区ワーキンググループにおけるヒアリングを行いま す。
- ※3 一次締切までに提出した地方公共団体が、二次締切で追加提案を行うことも可能です。

4. 募集する規制改革提案の要件等

次の(1)及び(2)に該当する規制改革提案について募集します。

- (1)地域が抱える深刻な地域・社会課題の解決に直接的に資する提案であること。
- (2) (1) の地域・社会課題の解決に向けた具体的な取組(新たなサービスの実装等)を行うためには、現行の規制・制度のもとでは実施不可能または困難であり、 それを実施可能にするための規制・制度改革に関する提案であること。 (補助金や税制の要望等、単に財源措置の支援を求める内容の提案は不可)

<留意事項>

- ※1 今回の提案募集は「地域が抱える深刻な地域・社会課題」の解決を図ることを目的としている観点から、例えば、少子高齢化、人手不足、過疎化といった漠然とした課題にとざまらず、地域のより具体的な事情に即して地域・社会課題(例えばこども・教育、介護・福祉、交通・観光等の地域の暮らしを支えるサービス分野における具体的課題)を明らかにした上で、規制改革の実現・サービスの実装によって、当該課題の解決・改善が図られることを説明してください。その際、「デジタル田園健康特区」における取組も参考としてください。
- ※2 法律に基づく規制・制度に限らず、政省令や通知・ガイドライン等に基づく規制・制度も広く提案の対象となります(ただし、補助金の制度要綱等の財政措置に関しては、原則として対象外です)。なお、提案に当たっては、対象となる法令の条項や通知の該当箇所など、規制・制度の内容・根拠を可能な限り具体的に明らかにするようにしてください。

また、提案を踏まえた検討や規制所管省庁との協議を円滑かつ効果的に進めるためには、規制改革の必要性や、合理性・妥当性等の根拠を具体的に示すことが重要であり、その点に留意して説明してください。

※3 上記2.※1に記載のとおり、提案に当たっては、地方公共団体・民間事業者(サー

ビスを提供する具体的な事業者等)・大学等の幅広い地域の関係者が連携した推進体制 を構築することが望まれます。

※4 過去の集中提案募集、アイデア募集、スーパーシティ提案等で行った提案についても、 実情に合わせて内容を更新し、再度提案することも可能です。

5. 提案書の様式及び記入に当たっての留意事項

提案書の様式は別添のとおりです。各様式の記入に当たっては、上記4. で示した 留意点を十分踏まえて記載いただくほか、それぞれ以下の点にもご留意ください。

なお、提出された応募書類のうち、Excel 様式については原則として内閣府ホームページ等において公表します。また、PowerPoint 様式についても、提案地方公共団体の確認を得た上で公表する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) Excel 様式

- i)実現可能性を具体的に検討するため、「⑤事業の実施場所」の欄は「〇〇県□□市」「△△大学」「●●病院」など具体的に記入してください。
- ii)「⑥「④」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容」及び「⑦ 「⑥」の規制等の根拠法令」の欄には、③の事業を実施するに当たって現行のど の制度がどのように障害となっているのか、詳しく記載してください。
- iii)「⑧「④」を実現するために想定される規制改革の内容」の欄は、単に「⑦の規制等の廃止」と記載のではなく、規制等の具体的な変更内容やそれに伴う代替措置、新しい規制・制度の提案等も含め、できるだけ具体的に記載してください。

(2) PowerPoint 様式

上記(1) Excel 様式で記載された提案に関し、より具体的な内容等について説明するため、以下の要領で Power Point 様式を作成してください。

- i) 地域が抱える深刻な課題をより正確に把握するため、提案地方公共団体の地域が抱える具体的な課題について、1枚作成してください。
- ii) 規制改革提案については、規制改革提案1件につき、詳細な内容を説明した提案事項ごとに1枚作成してください。
- ⅲ)取組の推進体制を説明した資料を1枚作成してください。

6. 提案書の提出方法

(1) 提出書類のファイル形式・ファイル名

i) Excel 様式

ファイル形式: Excel 形式

ファイル名: 「(応募団体名)地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革事項に係る提案書①」

ii) PowerPoint 様式

ファイル形式: PowerPoint 形式

ファイル名:「(応募団体名)地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革事

項に係る提案書②」

iii) i)・ii)以外の参考資料

ファイル形式: PDF 形式

ファイル名 : 「(応募団体名) その他の参考資料一式」

※ iii) は1つの PDF ファイルに統合し、ご提出ください。

(2)提出方法

内閣府地方創生推進事務局 国家戦略特区担当 地域・社会課題の解決に向けた提案 募集担当あてへ、電子メールにてご提出ください。

<メールアドレス> i. kokkatoc@cao. go. jp

※ 提出時のメール件名は、「【提出】(応募団体名)地域・社会課題の解決に向けた規制 ・制度改革に係る提案応募」としてください。

なお、受領できるファイルサイズは10MBであるため、容量を超える場合の対応は、提案募集担当にご相談ください。

7. 提案の取扱い

(1)募集した提案については、規制所管省庁への検討要請を行うとともに、必要に 応じて国家戦略特区ワーキンググループによる提案地方公共団体や規制所管省庁 からのヒアリングを実施して検討を行います。その上で、規制所管省庁と協議を 進め、国家戦略特別区域諮問会議において審議します。

なお、規制所管省庁との協議過程において、規制所管省庁からの回答に対して 提案者から意見を出していただく機会を設けることとしています。

- (2)提案内容、規制所管省庁との協議状況等を踏まえ、必要と認める場合には、新たな国家戦略特区(「地域課題解決連携特区(通称:連携"絆"特区)」)の指定(※)を行う予定です。指定された地方公共団体においては、予算の範囲内において規制改革実現に向けた調査・実証を行う国の委託事業の実施などの支援を講じることにより、規制改革の早期実現・新たなサービスの実装を後押しする予定です。
 - ※ 今回の提案募集は、スーパーシティ型国家戦略特区として指定することを目的して行 うものではなく、また、新たな国家戦略特区の指定と併せてスーパーシティ型国家戦略 特区を指定することは現時点では想定していません。なお、スーパーシティ型国家戦略 特区については、令和4年4月の時点で指定されなかった地方公共団体も、規制改革提 案の熟度が高まり次第、改めて検討することとしており、引き続き、各地方公共団体か らの希望に応じ、提案についての助言等を行うこととしています。
- (3) 国家戦略特別区域法第38条第1項の規定により、構造改革特別区域に係る提案 とみなして取り扱い、地方創生推進事務局が規制所管省庁と協議を行った上で構 造改革特別区域推進本部において対応方針を決定することがあります。

8. 事前相談

地域・社会課題の解決に向けた規制改革提案の内容をより具体化・充実させる観点から、正式提案に先だって事前相談いただくことを推奨します。相談を踏まえた十分な検討期間を確保するためにも、検討中段階でも結構ですので、可能な限り早期のご相談をお願いします。

事前相談を希望される場合は、事前相談を希望する旨及び相談内容の概要を記載の上で、9. に記載のメールアドレスまでご連絡ください。メール受領後に、メール、電話、オンライン会議等により対応させていただきます。

なお、相談にあたり、必要に応じて、提案予定の Excel 様式及び PowerPoint 様式を 送付いただくことも可能です。

9. お問合せ先

提案様式への記載方法等、ご不明な点は、以下にお問い合わせください。

〈担 当〉 内閣府 地方創生推進事務局 国家戦略特区担当 (地域・社会課題の解決に向けた提案募集担当)

<メールアドレス> i. kokkatoc@cao. go. jp

<電話> 03-5510-2463

※ 電話受付時間:午前10時~12時/午後1時~5時(土・日・祝日・休日及び12月29日~1月3日を除く)

10.参考情報

・国家戦略特区ホームページ

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/index.html

国家戦略特区制度の概要

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kokkasenryakutoc.html

・これまでに実現した規制改革

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/menu.html

国家戦略特区の活用事例

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/katuyoujirei_2303.pdf

・スーパーシティ・デジタル田園健康特区について

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercitycontents.html

・国家戦略特区ワーキンググループ

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc wg/index.html

以上